年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

| 1 | 今回の | あっ | せん | ,等, | の概算 | 更 |
|---|-----|----|----|-----|-----|---|
| | | | | | | |

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 5件

和歌山国民年金 事案 345

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金 保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂 正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から50年3月まで

22 歳くらいの時に、住み込みで働いていた勤務先の事業主の母親が地区の国民年金の集金人であったので加入を勧められ、今なら 20 歳にさかのぼって納付できると言われ、国民年金に加入し、保険料を一括で納付した。その後は、月々500 円くらい集金されていたはずである。納付していたので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、住み込みで働いていた勤務先の社長の母親が地区の国民年金の集金人であり、加入を勧められ国民年金に加入し、過去の保険料を一括で納付したと申し立てているが、勤務先の社長も、母親が地区の未亡人会の役員で、国民年金の集金人であったと証言している。

また、申立人は、国民年金加入期間において、申立期間以外に未納期間が無く、同時期に集金人である母親が保険料を納付していた勤務先の社長は、国民年金加入期間において、国民年金制度発足当初より保険料を完納している。

さらに、申立人がさかのぼって一括で納付したとして記憶している保険料額は、国民年金手帳記号番号払出日(昭和50年12月10日)からさかのぼって納付可能であった昭和48年度と49年度の過年度納付保険料額とほぼ一致し、さかのぼって一括で納付したとする主張に不自然な点は見受けられない。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号払出日から、昭和 47 年度以前の申立期間は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人は、結婚したころに国民年金手帳をもらった記憶はあるが、ほかに国民年金手帳を受け

取った記憶は無いと供述している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和 48 年4月から 50 年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認 められる。

和歌山国民年金 事案 346

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 大正11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から48年3月まで

年金の納付記録を確認したところ、申立期間の国民年金保険料の納付事 実が確認できないとの回答をもらった。この期間については、特例納付し たと思うので、未納と記録されているのは記録漏れだと思われるから、記 録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間に国民年金保険料の未納は無く、かつ、申立人の亡くなった夫も未納期間がない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 40 年 11 月 30 日に夫婦連番で払い出されており、第 2 回特例納付実施時期において保険料の特例納付が可能であり、申立人が所持している 51 年の手帳には、「これで(未納期間の保険料を)全額振り込んだ。」旨の記載がある。

さらに、申立期間を除く未納期間をすべて特例納付又は過年度納付し、かつ、申請免除期間をすべて追納していること、申立期間の保険料を特例納付するのに十分な資力があったことから申立期間のみを未納にすることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号:

生年月日: 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年7月1日から33年12月11日まで 社会保険事務所に厚生年金保険加入期間照会申出書を提出したところ、回 答の内容では、A事業所で勤務した昭和27年7月1日から33年12月11 日までの期間が脱退手当金支給済みとなっている。自分自身は請求した記憶 も、その一時金をもらった記憶も無いので記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時、申立事業所において社会保険担当の部署に勤務しており、 脱退手当金についての知識もあったことから、逃職時に同じ部署の上司から脱 退手当金を受給しないかと勧められたが断ったと主張しており、当該上司が申 立人は脱退手当金を請求しておらず会社の代理請求も無かったと記した供述 書も有る。

また、申立人が所持する再交付された厚生年金保険被保険者証には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が無いが、当時再交付の場合でも脱退手当金が支給されている場合には支給を示す「脱」の表示をするという社会保険庁の通知が有り、B県内における当時の当該取扱いについてC社会保険事務局に照会したところ、通知どおり処理を行っていたと考えられると回答している。

さらに、社会保険事務所が保管する申立人の申立事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも、脱退手当金の支給を示す「脱」の表示は無い。加えて、申立人は昭和33年12月11日に結婚のため申立事業所を退職し、同年同月17日の結婚式の日にD県に引っ越し、同年同月24日にD県E市町村で婚姻届を提出していることから、退職後すぐにB県からD県に引っ越しているため脱退手当金の請求及び受給は困難であったと推認される。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B本社における資格喪失日を昭和30年8月1日に、A事業所C工場における資格取得日を同年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年7月31日から同年11月1日まで 高校卒業後、昭和29年6月にA事業所に就職し、約1年間本社に勤務し たのち異動を命じられ、昭和30年8月1日にC工場に転勤しましたが、厚 生年金保険の加入記録では、申立期間の4か月が欠落していました。この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された申立人の人事記録、同事業所の社会保険担当者の供述及び雇用保険の被保険者記録から、申立人が、昭和29年から平成7年まで同事業所に継続して勤務し(昭和30年8月1日にA事業所B本社からA事業所C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和30年6月及び同年11月の 社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、人事 記録及び社会保険庁が管理する厚生年金記録等から、事業主は、本社での厚生 年金保険被保険者資格喪失届において資格喪失日を昭和30年7月31日と届け、 また、C工場での資格取得日を同年11月1日と届けていると届出誤りを認め ており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和30年7月から同年 10月までの保険料についての納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が 納付の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又 は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付す る義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年1月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成7年2月1日に訂正し、同年1月の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成7年1月の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年3月1日から同年10月21日まで

② 平成7年1月21日から同年4月1日まで

社会保険庁からの回答では、申立期間について厚生年金保険加入記録が確認できなかった。私は、昭和60年6月21日にA事業所に入社し、一時関連会社に出向しましたが、平成8年5月21日まで一度も退職したことは無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてください。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、雇用保険記録及び同僚等の供述から、申立人が申立期間においても当該事業所及び関連会社に引き続き勤務していたことは推認される。

しかし、当該事業所の全被保険者84人の社会保険庁オンライン記録を確認したところ、82人が平成7年1月21日に、2人が同年4月1日に厚生年金保険の資格喪失し、そのうち48人は同年4月1日に、31人は同年5月1日に再度資格取得されており、申立人も同年1月21日に資格喪失し、同年4月1日に再度資格取得されている。

また、A事業所は、人事記録、賃金台帳等の資料は残されていないが、当時 厚生年金保険から一時的に脱退し厚生年金保険料を控除していなかったと回 答している。

しかし、申立人と同じく平成7年1月21日に厚生年金保険の資格喪失し、同年4月1日に再度資格取得している同僚から提出された平成7年の給与明細書を確認すると、申立ての事業所において1月及び2月の2か月と5月から12月までの8か月、合計10か月の給与から厚生年金保険料の控除が確認でき

一方、申立人の平成7年分の所得証明書から、申立人も当該同僚と同じく 10 か月の厚生年金保険料の控除が推認されるが、社会保険庁のオンライン記録では、申立人は、平成7年1月から同年3月までの3か月について厚生年金保険に未加入とされている。

しかし、申立人及び複数の同僚はいずれも、申立期間において申立ての事業所に継続して勤務し、勤務形態及び業務内容に変化はなかったと供述している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立期間②のうち平成7年1月については、申立人が申立ての事業所に継続して勤務し、同月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる一方、同年2月及び同年3月については、当該同僚が所持している給与明細書から厚生年金保険料の控除が確認できないことから、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、平成7年1月の標準報酬月額については、6年12月の社会保険事務所の記録から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る平成7年1月の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、厚生年金基金及び厚生年金保険の記録における資格喪失日が7年1月21日であり、厚生年金基金及び社会保険事務所の双方が誤って同日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は同月に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、申立人の社会保険庁のオンライン記録を確認したところ、平成6年3月1日の資格喪失とともに、同月23日に健康保険被保険者証が返納された旨の記録が有り、申立期間において、当該事業所の整理番号に欠番は無く、申立人の氏名も見当たらない。

また、A事業所は、人事記録、賃金台帳等の資料も残されておらず、厚生年金保険料控除については不明であると回答している。

さらに、雇用保険の加入記録及び厚生年金基金の加入記録と社会保険庁のオンライン記録とは一致している。

加えて、事業主及び同僚等からも、申立期間において申立人が厚生年金保険料を控除されていたとの供述が得られず、申立期間において申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

和歌山国民年金 事案 344

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

昭和36年4月から国民年金制度が始まったので、義父が私たち夫婦の加入手続をしてくれ、保険料は3か月ごとに義母が集金人に納付していた。

夫は完納となっているが、私は申立期間について未納となっている。夫と同じように納付していたはずなので、年金記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年3月以降に払い出されており、 それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

また、晒 41年2月に昭和40年度の保険料を一括で納付していることから、 義母が申立期間に係る国民年金保険料を夫の分と一緒に3か月ごとに納付し ていたとは推認し難い。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

加えて、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、ほかに有力な証言も得られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月1日から同年12月24日まで 私は昭和39年4月13日から42年10月10日までA事業所に勤務していましたが、厚生年金保険の記録では、申立期間が未加入とされています。途中で退職し、再就職した覚えはありません。証拠となる書類はありませんが、申立期間の厚生年金保険の記録の訂正をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立てに係る事業所に勤務している間、途中退職したことは無いと主張しているが、当該事業所の当時の社会保険担当者は、「勤務しているのに途中で資格喪失して再取得することはあり得ないし、辞めない限り資格喪失届を提出することは無い。事実に基づいた届出をしていた。」と供述している上、現在連絡のとれる複数の同僚からも申立期間における申立人の保険料控除に関する有力な供述が得られない。

また、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立 人の備考欄に、昭和40年2月1日の厚生年金保険の資格喪失に伴い、健康保 険被保険者証が返納された旨の記載が確認できる。

さらに、申立人の雇用保険の被保険者記録では、昭和40年12月24日に取得で42年10月9日に離職と記録されていて、申立人の当該事業所における2度目の厚生年金保険の加入期間と一致する上、申立期間の記録は確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年7月1日から35年10月23日まで A事業所での厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所へ照会した ところ、昭和31年5月1日から33年7月1日までとの回答をもらった。 しかし、私は、申立期間においても同事業所に勤務していたので、厚生年 金保険被保険者期間として認めて年金額に反映してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所は、社会保険事務所の記録によると、昭和41年12月21日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人の申立期間における厚生年金保険への加入及び事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる関連資料は無く、事業主からの供述も得ることはできない。また、当時の同僚からも、申立人が申立期間において当該事業所に勤務し、厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる有力な供述は得られない。

さらに、申立期間について、社会保険事務所が保管する申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険被保険者番号に欠番は見られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年ごろから41年ごろまで

② 昭和42年ごろから43年ごろまで

私は昭和39年11月12日に免許を取得した後、知人にA事業所を紹介してもらいトラック運転手として2年ほど勤務し、昭和42年ごろ知人の紹介でB事業所に移りました。A事業所及びB事業所の両社長とも社会保険には加入してくれていたと思います。A事業所、B事業所とも給料から保険料が控除されていましたので社会保険に自分は入っているとの認識を持っていました。私の記憶でしか申し上げることはできませんが、社会保険に加入していたことは間違いないと思います。両方の会社の社長が最初の面接のときに私の加入を約束してくれていたことを十分に考慮していただき、申立期間①のA事業所と申立期間②のB事業所での勤務期間を厚生年金保険被保険者期間として認定していただくようお願いいたします。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立ての両事業所に係る健康保険厚生年金保険 被保険者名簿に申立人の氏名は記載されておらず、申立期間における整理番号 にも欠番は見られない。

また、申立期間①について、当該事業所は既に廃業し、当時の事業主は既に他界しているため、申立期間における申立人の厚生年金保険料控除をうかがわせる関連資料も供述も得られないほか、当時当該事業所の社会保険の手続をしていた事業主の親族は、申立人を記憶しておらず、当時は社会保険に加入していない社員もいたと供述している。

さらに、申立人の記憶する同僚や申立期間に当該事業所で勤務していた他の 同僚からも有力な供述は得られない。

また、申立期間②について、当該事業所は当時の資料は保管していないため、 申立人の在籍や厚生年金保険料の控除は不明と回答しており、申立人の記憶す る同僚や申立期間に勤務していたとする他の同僚からも有力な供述は得られ ない。 加えて、申立期間①と申立期間②のいずれの事業所においても申立人の雇用 保険被保険者記録は確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年ごろから38年3月ごろまで

② 昭和38年4月ごろから41年2月ごろまで

申立期間①についてはA事業所、申立期間②についてはB事業所でそれぞれ調理師として勤務していましたが、社会保険事務所へ厚生年金保険の加入期間について照会申出書を提出したところ、加入記録が無い旨の回答がありました。

年金番号を書いたカードをもらった記憶もあるので、A事業所及びB事業所で勤務していた期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険事務所の記録では、A事業所は昭和 42 年 10 月 3 日に厚生年金保険の適用事業所として新規適用されており、申立期間当時、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではないとともに、当該事業所も「当社は昭和 42 年 10 月 3 日より社会保険に加入しており、それ以前はC事業所であり社会保険には加入しておりません。」と回答しており、このほかに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる供述や給与明細書等などの資料も無い。

申立期間②について、B事業所は、「申立人は申立期間に調理師として勤務していたが、調理師については昭和44年10月ごろから厚生年金保険に加入させることとしたため、申立期間において申立人は厚生年金保険に加入しておらず、申立人の厚生年金保険料の納付はしていない」と回答しており、このほかに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる供述や給与明細書等などの資料は無い。

また、B事業所での申立人の雇用保険の加入記録も確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管するB事業所の健康保険厚生年金保険被保険 者名簿を確認したが、申立人の氏名は無く、申立期間において欠番も見られない。 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和10年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月1日から33年2月21日まで

A事業所での厚生年金保険の加入期間について記録照会したところ、昭和26年4月1日から33年2月21日までの期間については脱退手当金を受給していると回答がありました。

脱退手当金の請求手続をしたことも、お金を受け取った覚えもありませんので、記録を訂正してください。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管する厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)において、申立期間の脱退手当金が支給されたことが記録されている。

また、社会保険事務所が保管する申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページに記載されている被保険者 15 人全員に脱退手当金が支給されており、連絡がついたその中の一人は、「私自身は申請手続をしていないが、会社が手続を行い、脱退手当金は兄が受け取っていたことが後で分かった。」と供述している。

さらに、社会保険庁のオンライン記録においても、申立事業所において脱退 手当金受給資格を有する女性被保険者の退職者133人のうち130人が脱退手当 金の支給を受けたとされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを 踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求が行わ れていた可能性が高いことが推認できる。

加えて、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和33年4月16日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。